

教職実践演習成績付与基準

◆成績付与者及び方法

「出席」と「授業への参加状況」を基本にして、成績を付与する。

◆判定の共通基準

評価	基準
A (優)	基本的に欠席が無くあっても1、2回までで、熱心に取り組んでいたことが振り返りカードなどからも判断できる者。
B (良)	欠席(公欠相当の欠席を除く)を3回～4回しているが出席時には熱心にとりくんでいたことがわかる者、あるいはそれより欠席回数は少ないが、優の者に比べてあまり熱心に取り組んでいなかった者。
C (可)	4～5回の欠席(公欠相当の欠席を除く)や、出席時にも遅刻がきわめて多かったなど、何らかの問題があったと判断される者。
D (不可)	理由のある欠席を含んでも、合計で6回以上欠席をした者。 (無断欠席は3回まで、理由のある欠席でも5回まで、それ以上の欠席は不可) 学期途中で受講辞退を表明した者。

※欠席の基準については下記を参照。

◆欠席について

「公欠相当」の欠席は欠席としてカウントしない。

公欠相当	忌引き(案内はがき等、証明できる書類提示のあったもの)
	教育実習・介護等体験による欠席(事前に教育学部学生支援チームにて期間証明書を発行のうえ、TAもしくは担任教員に提出する必要あり)
	インフルエンザ等の感染性の病気による欠席(医師からの診断書・処方箋等、罹患を証明できる書類提示のあったもの)
	事故・交通遅延(授業時間内に大学に到達できなかったことを証明できる書類提示のあったもの)
理由のある欠席	部活の大会等(国体や本学卒業式での演奏など、大学本部からの授業欠席配慮要請のあるもの)
	公欠相当の欠席理由だが、証明書類を提示できないもの
	体調不良による欠席(医師からの診断書・処方箋等、罹患を証明書類提示なし)
	就職活動による欠席
無断欠席	部活の大会等(大学本部からの授業欠席配慮要請の無いもの)
	個人的な理由による欠席
無断欠席	無断欠席

裏面あり

◆教職実践演習 欠席連絡の方法について

本授業を欠席する／した場合の連絡方法については、以下のようにしてください。
なお、成績評価における欠席の扱い、及び欠席の種別(「公欠」「理由のある欠席」「無断欠席」)に関しては、最初の授業時に配布した「教職実践演習成績付与基準」を確認してください。

1. 「公欠」相当の欠席が予めわかっている場合は、前の授業時に大学本部からの授業欠席配慮要請文書等を添えてクラス担当TAに申し出ること(大学本部からの授業欠席配慮要請文書の発行には時間を要するので、十分余裕をもって各自で申請すること)。

万一、前の授業時に申し出ることを失念した場合は、次の授業時に必ずTAに申し出ること。

2. 「公欠」相当の欠席で、忌引き、インフルエンザ等の感染性の病気、事故・交通遅延等の場合は、次の授業時に理由を証明できる書類等を添えてクラス担当TAに申し出ること。

3. 「理由のある欠席」の場合は、前の授業時または次の授業時に以下の内容を記載した文書によりクラス担当TAに申し出ること。

- (1) クラス
- (2) 学籍番号
- (3) 氏名
- (4) 欠席する／した授業の日付
- (5) 欠席理由

4. 何の申し出もなく欠席した場合は、「無断欠席」となるので注意すること。